

7 月 18 日	部長	課長	主幹	係	本書のとおり、 報告します。
					

合 議


上石津産業建設課



道路課



会 議 等 報 告 書

件 名	風力発電に関わる自費工事申請等の事前打ち合わせ (株)シーテック
日 時	平成26年7月8日 (火) 14:00～ 15:30
場 所	台帳室
出席者	(株)シーテック  大垣市役所 道路課：北村主幹 産業建設課：高木主幹 管理課：栗山
<p>【シーテックより概要説明】</p> <p>風力発電の風車部品を運ぶルートを国道365号上石津トンネルの北側、南側、あるいは西側の関ヶ原方面からなど、様々な搬入ルートを現在検討調査している段階である。</p> <p>その中で、風車部品を運ぶ際に上石津トンネル内を通過しようとするとう高さ制限4.3mを超えてしまい、トンネル内の天井の換気用ジェットファンに当たるため多良峽を通行したいと考えている。多良峽を通過する際に3箇所の道路山側法面を掘削して道路拡幅しなくては通行できないため、自社で自費工事を行い通行したいと考えている。北から、1箇所目は平成25年に市役所道路課が災害復旧工事で行った箇所、2箇所目は現在上石津地域事務所で防護柵設置工事を行っている箇所、3箇所目は2箇所目から少し南のS字になっている箇所である。搬入車両は50～60トンの総重量がある。今回はこの拡幅工事を進めるにあたり様々な問題や手続きについてお伺いしたいと考えている。</p> <p><(株)シーテック></p> <p>工事箇所について、砂防指定地および急傾斜地は該当するか。</p> <p>また、国定公園エリアおよび保安林に該当するか。</p> <p><大垣市></p> <p>砂防指定地、急傾斜地は該当しない。</p> <p>国定公園エリアおよび保安林については、該当すると思われるが県へ確認してください。エリア内であれば工事作業届を提出し許可を受けなければならない。</p>	

<㈱シーテック>

道路拡幅（自費工事）について、山側斜面を削り拡幅を計画している。（別図参照）
また、拡幅部分については大垣市基準の施工に従い、完成後に寄付を受けてもらいたい。問題点はありますか。

<大垣市>

拡幅部分について、一之瀬財産区所有の土地があると、用地買収の際に、一之瀬財産区管理会に財産処分の議題をあげて承認をもらい、その後、大垣市議会に議案を提出して承認を得なければならないため、手続きに時間がかかる。もし、一之瀬財産区の土地がある場合は、上石津地域事務所地域政策課へ相談をさせていただきたい。

また、多良峡は大垣市の観光資源のため、年間を通じて多くの人を訪れる。特に夏の川遊び（バーベキュー）時期の7月～9月、紅葉の時期の10月～12月は観光客が多い。工事施工や通行は支障のないようにして欲しい。大垣市もこの期間は工事の発注をしないようにしている。

寄付については、境界確認および分筆等が必要である。市で協議が必要であるため即答はできない。

<㈱シーテック>

工事期間について、観光シーズンは行いません。また、資材搬入は夜間行います。

<今後の調整等>

資材搬入ルートのは決定は平成27年3月までに決定をする。決定をすれば、自費工事申請書、寄付（帰属）承諾書等の手続き等が必要なため、管理課へ連絡をさせて頂く。

工事は風車の土台（基礎）づくりから始まるため、風車部品を搬入するのは2～3年後になる予定である。よってそれまでには多良峡の整備工事をし、工事後は市へ帰属をしたい。帰属するにあたっては、底地はどこまで帰属するのか（法面までか？道路敷までか？）、法面構造はどのように施工すればよいのかはご教授いただきたい。また、1箇所目の道路課が施工された工事箇所の構造計算書をお見せいただくとありがたい。

<大垣市>

道路課施工の工事構造計算書等は、後日お知らせいたします。